

利府町地球温暖化対策実行計画
事務事業編（改定版）
2026年度～2030年度



平成30年3月 策定

（令和8年3月 改定）

利府町

目 次

第1章 計画改定の背景	1
1 地球温暖化における国内外の動向	1
2 利府町における地球温暖化対策	1
3 計画改定の趣旨	2
(1) 計画策定、改定の経緯	2
(2) 旧計画の概要	2
第2章 計画の基本的事項	3
1 計画の目的及び位置付け	3
2 計画の対象	3
3 対象温室効果ガス	4
4 計画の期間、見直し予定時期等	4
5 2050年度までのロードマップ	5
第3章 旧計画の取組の実施状況及び目標達成状況	5
1 温室効果ガスの排出状況	5
(1) 温室効果ガス排出量の算定範囲及び算定方法	5
(2) 温室効果ガス総排出量の推移及び内訳	6
第4章 計画の基本方針等	9
1 計画の基本方針	9
第5章 温室効果ガスの排出削減目標	9
1 目標設定の考え方	9
(1) 算定対象とした活動	9
(2) 算定方法	9
2 計画の目標（推進目標）	10
3 温室効果ガス排出抑制目標	10
第6章 目標達成に向けた取組	11
1 目標達成に向けた取組の基本方針	11
2 具体的な取組内容	12
(1) 設備導入・更新に関する取組（ハード対策）	12
(2) 通常業務において実施する取組（ソフト対策）	15
(3) その他環境負荷の低減に関する取組	16
(4) 事務局の取組	17
第7章 計画の推進体制と進行管理	17
1 計画の推進体制	17
2 計画の進行管理	18
(1) 進行管理	18
(2) 職員等への普及啓発	18
(3) 実施状況の点検・評価・見直し等	19
(4) 実施状況の公表	19

第1章 計画改定の背景

1 地球温暖化における国内外の動向

地球温暖化の問題は、予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされている。既に世界各地で平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されている。

国際的な動きとしては、2015年（平成27年）12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。これにより、国際条約として初めて世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑えることが目標として掲げられた。

パリ協定の採択以降、世界各国でカーボンニュートラルを実現することが表明されており、日本も2020年（令和2年）に、2050年（令和32年）までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言している。

その後、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2021年（令和3年）10月に「地球温暖化対策計画」を改定し、閣議決定した。地球温暖化対策計画では、2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で46%削減することを目標とし、さらに2050年度（令和32年度）には温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする意向を表明した。

同月にはさらに、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われた。温室効果ガス排出削減目標を2030年度（令和12年度）までに50%削減（2013年度（平成25年度）比）に見直し、目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されている。

2 利府町における地球温暖化対策

利府町（以下「本町」という。）では、公共施設や道路照明灯・防犯灯などのLED化をはじめ、国及び県からの補助を受け、公共施設への再生可能エネルギー導入や高効率な照明器具の導入を実施してきた。

また、2022年（令和4年）10月には、二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「利府町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2024年（令和6年）3月には、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた利府町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定した。

さらには、2025年（令和7年）1月に国の支援事業を活用して公共施設への太陽光発電設備導入の可能性を調査し、再生可能エネルギー導入に向けた取組を実施してきた。

3 計画改定の趣旨

(1) 計画策定、改定の経緯

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）に基づき、地方公共団体においては、その事務及び事業に関し、温室効果ガスによる地球温暖化防止対策を推進する主体として、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）の策定が義務付けられた。

本町では 2002 年度（平成 14 年度）に「利府町エコオフィスプラン'02」を策定し、これに基づいた省エネ・省資源や廃棄物の発生抑制等に取り組んできた。また、2006 年度（平成 18 年度）には、「利府町エコアクションプラン」（第 1 期）を策定し、町の施設から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできた。

その後、2012 年度（平成 24 年度）には「利府町地球温暖化対策実行計画」（第 2 期）を策定し、計画に基づく温室効果ガス排出削減の取組を推進してきた。

また、国の「地球温暖化対策計画」が 2016 年（平成 28 年）5 月に閣議決定されたことを受け、整合を図る必要性が生じたことから、2017 年度（平成 29 年度）に「利府町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「旧計画」という。）を策定し、2030 年度（令和 12 年度）の温室効果ガス総排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比 26%削減することを目指し、目標達成に向けて取り組んできた。

今回、2025 年（令和 7 年）2 月に閣議決定され改定された政府実行計画との整合性を図ることや 2024 年度（令和 6 年度）に行った公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査の結果を踏まえ、2050 年（令和 32 年）ゼロカーボンシティの実現に向けた温室効果ガス排出削減の取組をさらに進めていくことから、「利府町地球温暖化対策実行計画事務事業編（改定版）」（以下「本計画」という。）の改定を行う。

(2) 旧計画の概要

ア 基本情報

項目	内容
計画期間	2018 年度（平成 30 年度）～2030 年度（令和 12 年度）
基準年度	2013 年度（平成 25 年度）
対象施設	役場庁舎、学校等公共施設など計 17 施設

イ 削減目標

町が実施する事務事業に伴って排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量を、基準年の 2013 年度（平成 25 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 18 年間に、26%削減することが目標

ウ 主な取組内容

- 省エネルギーの推進：LED 照明、空調設備の効率化
- 再生可能エネルギーの導入：太陽光発電システムの導入
- グリーン購入：環境配慮型物品の調達
- エコドライブ：公用車の効率的な使用

第2章 計画の基本的事項

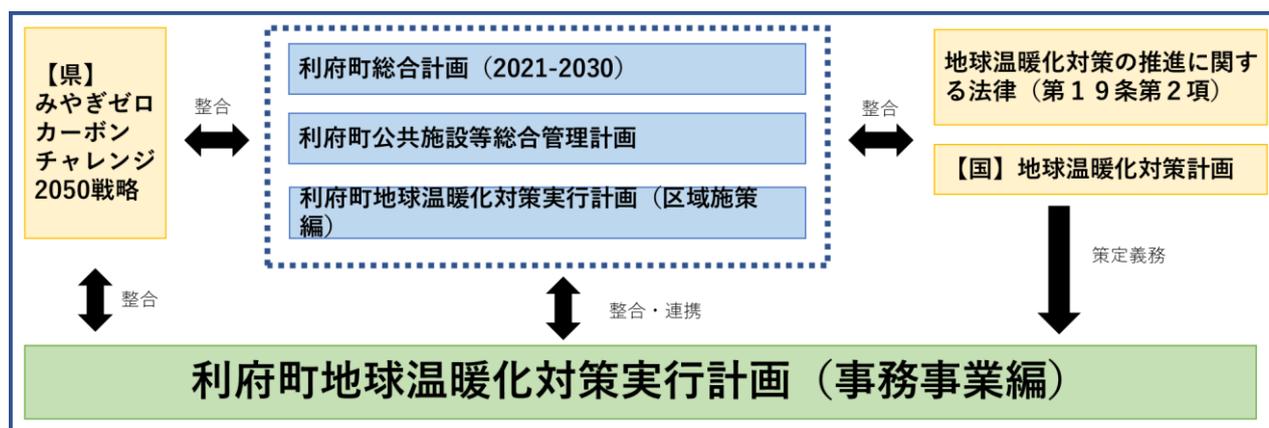
1 計画の目的及び位置付け

本計画は、温対法第21条第1項に基づき策定が義務付けられた地方公共団体実行計画として、地球温暖化対策計画に即して、本町が実施しているすべての事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、2050年（令和32年）ゼロカーボンシティの実現に向けて着実に温室効果ガス排出量を削減するため、本計画を見直すとともに、実効性を高めた推進体制の構築や町職員への意識啓発等を強化することを目的とする。

また、町域全体（町民や民間企業を含む）の模範となる率先的取組を実施することで、町の事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するとともに、域内の自主的な行動を促進していく。

改定にあたっては、上位計画である「利府町総合計画（2021-2030）」及び公共施設等の管理運営の方向性を示す「利府町公共施設等総合管理計画」と整合を図るとともに、「利府町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と連携して推進するものである。

【図表1 本計画との関連計画との関係性】



2 計画の対象

本計画では町が行う全ての事務事業を対象とする。また、対象となる施設・設備は、町が所有又は賃借する全ての公共施設等であり、外部への委託や指定管理者が管理する施設も対象とする。

【図表 2 主な対象施設】

区分	施設類型	対象施設
市民文化施設	集会施設	コミュニティセンター
	文化施設	文化交流センターリフノス
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	総合体育館、沢乙北公園、屋内温水プール、利府中央公園
学校教育系施設	学校	小学校（利府、利府第二、利府第三、しらかし台、青山、菅谷台）、中学校（しらかし台、利府西、利府）
	その他教育施設	学校給食センター
子育て支援施設	保育所	菅谷台保育所
	幼児・児童施設	児童館、児童センター、児童クラブ
保健・福祉施設	福祉施設	保健福祉センター
行政系施設	庁舎	役場庁舎
	消防施設	消防車庫、消防ポンプ車庫
	避難施設	浜田地区避難施設、須賀地区避難施設
その他	その他	利府浄水場、ポンプ場、配水池

3 対象温室効果ガス

本計画における温室効果ガスの対象は、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項の物質のうち、二酸化炭素のみとする。これは、本町の事務事業の実施において、二酸化炭素以外の温室効果ガスはほとんど排出されていないことや、排出量の多くを占める二酸化炭素の排出量を削減することで、ほかの温室効果ガスも削減されるためである。

4 計画の期間、見直し予定時期等

本計画の期間は2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5年間とし、基準年度は旧計画に引き続き2013年度（平成25年度）とする。

なお、取組の進捗状況や、革新的な技術の進歩、社会情勢の変化などに応じて計画内容を見直していく。

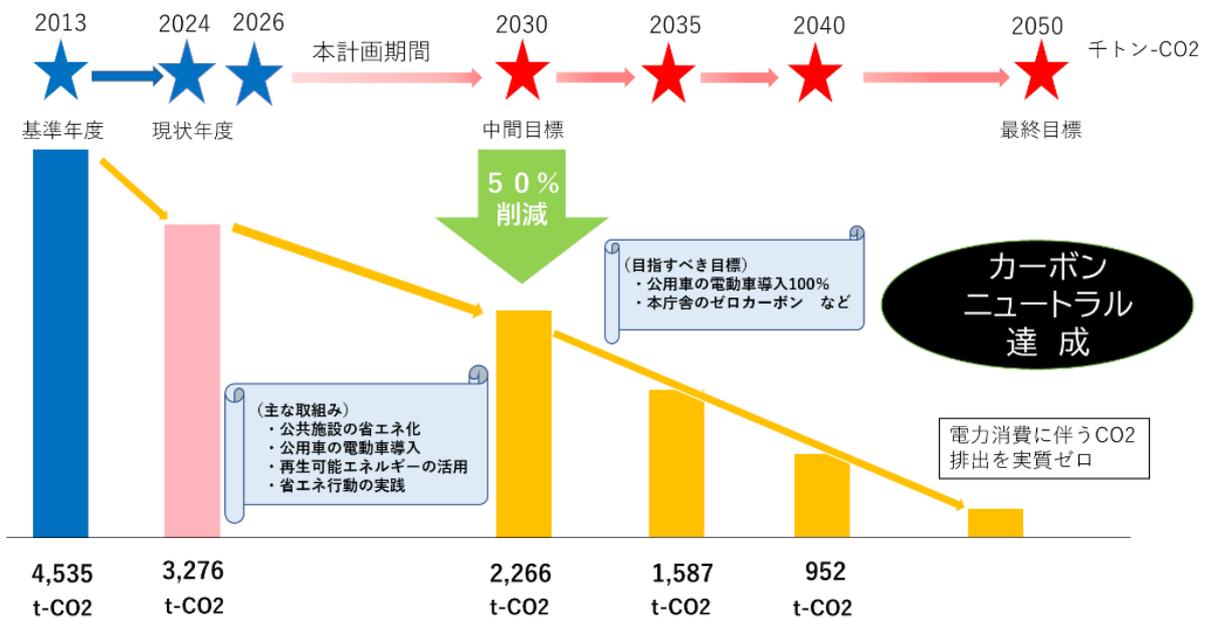
【図表 3 計画の期間】

項目	2002	2007	2008	2010	2012	2013	2016	2017	2018	2026			2030
	平成14	平成17	平成18	平成22	平成24	平成25	平成28	平成29	平成30	令和8			
利府町エコオフィスプラン'02	●	→											
利府町エコアクションプラン（第1期）			●	→									
利府町地球温暖化対策実行計画（第2期）					●	→							
利府町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）						基準年度				●	→		目標年度
利府町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定						基準年度					●	→	目標年度

5 2050年度までのロードマップ

2050年カーボンニュートラルの実現には、徹底した省エネルギー対策や、再生可能エネルギー等の最大限の活用が不可欠である。そのため、中期目標となる2030年度（令和12年度）においては、国の温暖化対策の目標である温室効果ガス50%削減（2013年度（平成25年度）比）に合わせて、町全体で国と同水準の削減目標の達成を目指していく必要がある。また、2030年度（令和12年度）以降も省エネ・創エネに関する更なる取組を推進しながら、2050年カーボンニュートラルの実現を目指していく。

【図表4 2050年度までの目指す姿】



※ 2025年（令和7年）2月に閣議決定され改定された政府実行計画に定める野心的な目標値（2035年度（令和17年度）、2040年度（令和22年度）に、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）からそれぞれ65%、79%削減する）に準じて、本町における温室効果ガスの総排出量を推定した。

第3章 旧計画の取組の実施状況及び目標達成状況

1 温室効果ガスの排出状況

旧計画では、2030年度（令和12年度）の温室効果ガス総排出量を2013年度比26%削減し、3,355t-CO2とする目標を掲げていた。

(1) 温室効果ガス排出量の算定範囲及び算定方法

本計画における温室効果ガス排出量の算定範囲は、本町が管理する施設・車両等とし、指定管理者制度を導入している施設も対象とする。

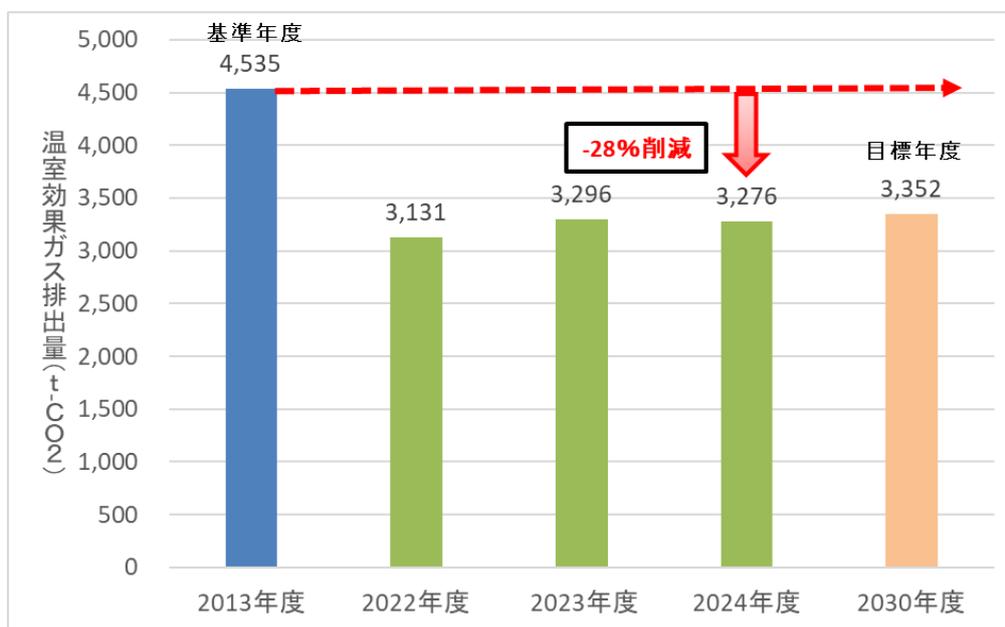
算定方法は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（旧温

室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン)」（令和6年4月 環境省）に準拠し、1年間の活動量に、単位あたりの温室効果ガス排出係数を乗じて温室効果ガス排出量を算出するとともに、温室効果ガスの種類ごとに、当該物質の地球温暖化係数を乗じて合算することにより算定している。

(2) 温室効果ガス総排出量の推移及び内訳

本町の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量は、減少傾向にあり、現行の削減目標値（2013年度（平成25年度）比で26%削減）は、既に達成していることから、順調に進捗している。

【図表 5-1 事務・事業全体の温室効果ガス総排出量の推移】



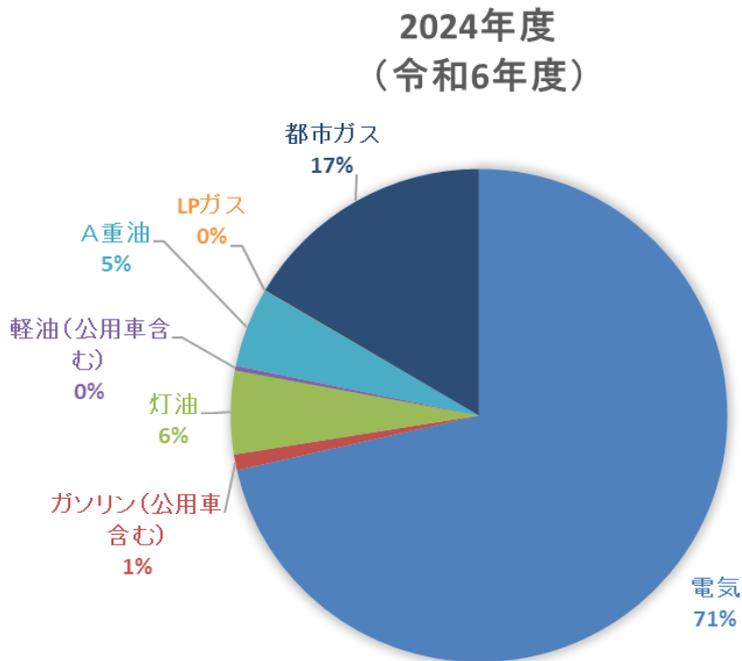
(ア) 活動区分別の温室効果ガス排出量の推移

2024年度（令和6年度）における活動区分別の温室効果ガス排出量は、電気の使用による排出量が最も多く、全体の約7割を占めている。次いで都市ガス、灯油、A重油の順に排出量が多くなっている。

電気の使用による排出量の減少については、建物におけるLEDなどの少ないエネルギーで十分な明るさを実現できる高効率照明や省エネ性能の高い空調設備の導入など、環境に配慮した設備への更新や、職員が節電などの省エネルギー行動を徹底して行ったことが一つの要因として考えられる。

2023年度（令和5年度）以降は、猛暑の影響などにより、空調設備の稼働が増えたことにより燃料使用量が増加し、温室効果ガス総排出量が増えている。

【図表 5-2 2024 年度（令和 6 年度）における活動区分別温室効果ガス排出量の割合】



【図表 5-3 近年における活動区分別の温室効果ガス総排出量の内訳】

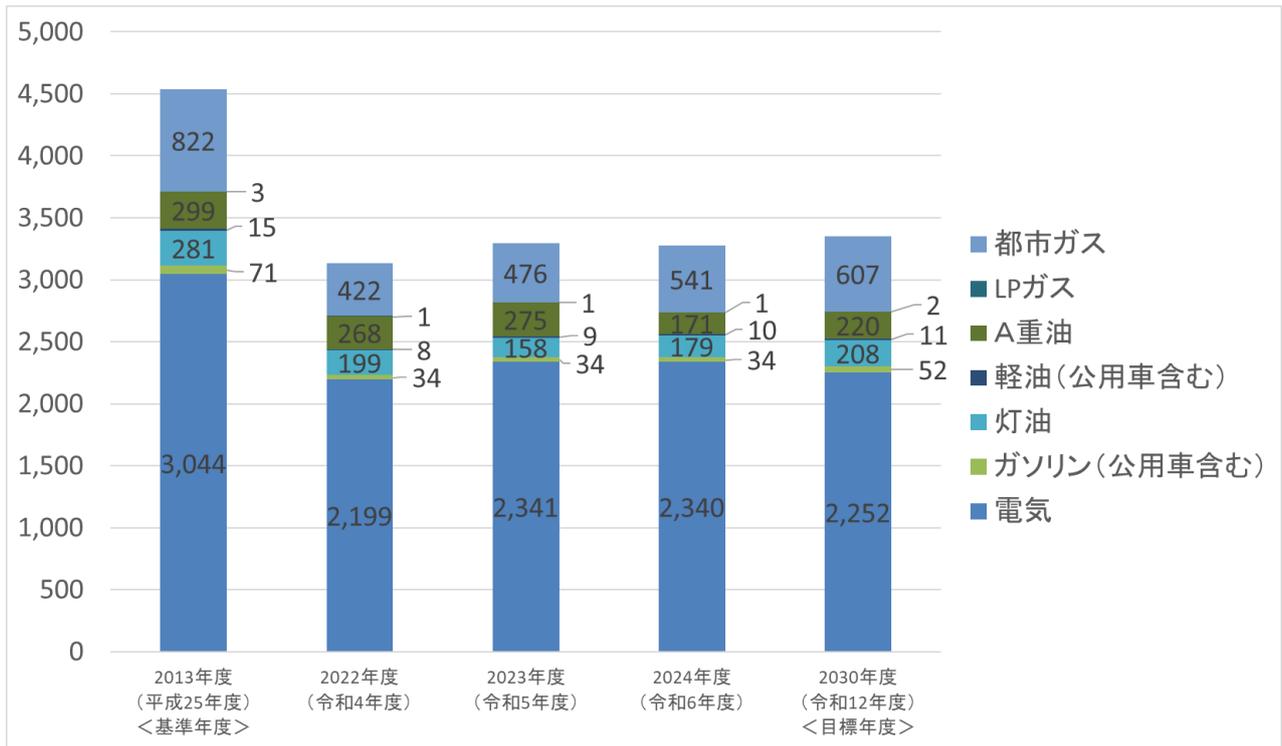
単位:t-CO₂

活動区分	年度				
	2013年度 (平成25年度) <基準年度>	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2030年度 (令和12年度) <目標年度>
電気	3,044	2,199	2,341	2,340	2,252
ガソリン(公用車含む)	71	34	34	34	52
灯油	281	199	158	179	208
軽油(公用車含む)	15	8	9	10	11
A重油	299	268	275	171	220
LPガス	3	1	1	1	2
都市ガス	822	422	476	541	607
温室効果ガス 総排出量	4,535	3,131	3,296	3,276	3,352
基準年度と比較した削減量		△ 1,404	△ 1,239	△ 1,259	△ 1,183
基準年と比較した各年度の削減率		31%	27%	28%	26%

※千円未満切捨て

※表中の温室効果ガス排出量は二酸化炭素排出係数換算後の値である。

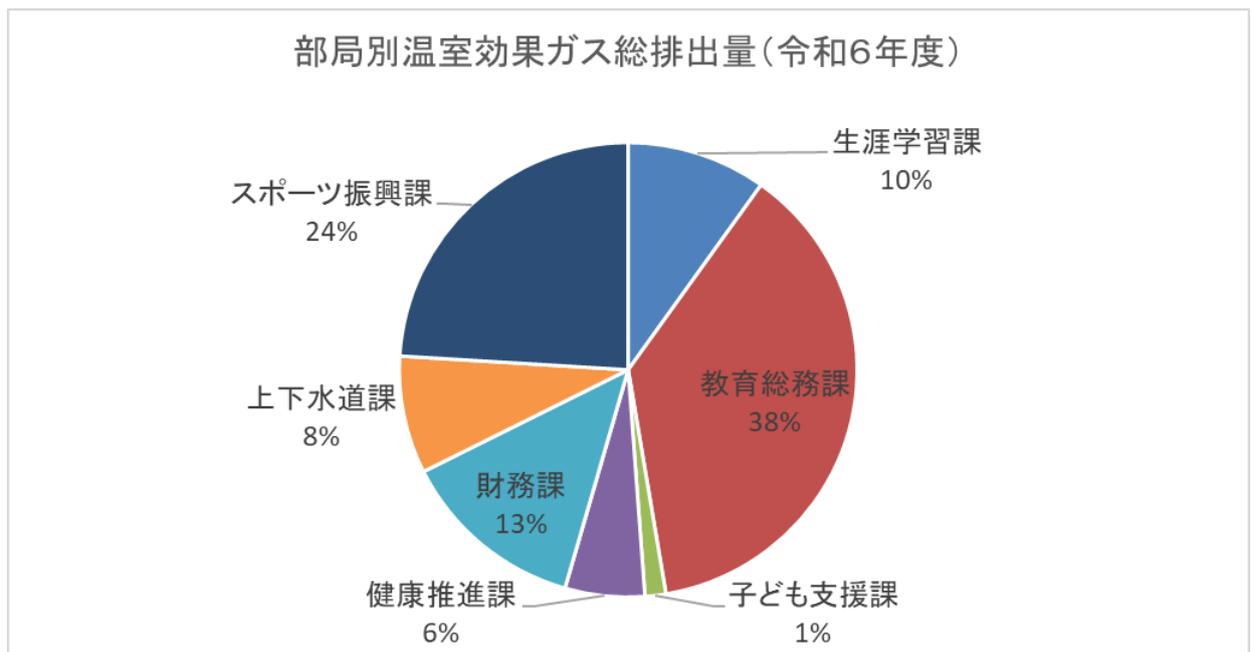
※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合がある。



(イ) 部局別の温室効果ガス排出量の推移

2024年度(令和6年度)における部局別の排出割合は、教育総務課(小・中学校)の割合が38%と最も多く、次いでスポーツ振興課(総合体育館・屋内温水プール)が24%、財務課(庁舎)が13%となっている。これは、給湯設備や空調設備、ボイラー設備等の使用が多いためと考えられる。

【図表 5-4 部局別の温室効果ガス総排出量割合(2024年度(令和6年度))】



第4章 計画の基本方針等

1 計画の基本方針

- (1) 事務事業の実施に伴う環境負荷の低減と温室効果ガスの排出抑制に、具体的な環境に配慮した行動を示して全職員で取り組んでいく。
- (2) 環境に配慮した行動の中で、重点的に取り組むものについて、数値目標を設定する。
- (3) 国の「地球温暖化対策計画」では、世界の気温上昇の抑制には温室効果ガスの大幅な削減が必要であるとしていることから、本町においても太陽光発電設備等の導入を推進することにより排出量の削減に、より一層取り組んでいく。
- (4) 目標の達成に向け、各施設、職員の創意工夫により環境に配慮した行動を働きかける。
- (5) 町有施設の利用者や関係事業者に対し、広報やイベント等で環境保全に関する啓発活動を行いながら、理解と協力を求めていく。
- (6) 本計画の取組状況については、結果を毎年度公表する。

第5章 温室効果ガスの排出削減目標

1 目標設定の考え方

(1) 算定対象とした活動

本計画における温室効果ガス排出量の算定対象とした活動は、二酸化炭素の排出を伴う活動のうち、「他者から供給された電気の使用」、「燃料の使用」とする。

(2) 算定方法

本計画における温室効果ガス排出量の算定には、地球温暖化対策推進法に定められた方法を用いる。また、排出係数については、図表 6-1 のとおりとし、できる限り町の実情に則したものを使用する。

【図表 6-1 活動種別排出係数】

活 動 の 種 別	二酸化炭素排出係数
電気の使用（一般電気事業者）	0.423kg-CO ₂ /kWh ※
ガソリンの使用	2.32kg-CO ₂ /ℓ
灯油の使用	2.49kg-CO ₂ /ℓ
軽油の使用	2.58kg-CO ₂ /ℓ
A重油の使用	2.71kg-CO ₂ /ℓ
液化石油ガス（LPG）の使用	3.00kg-CO ₂ /m ³
都市ガスの使用	2.05kg-CO ₂ /m ³ ※

※環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者又はガス事業者の排出係数であり、年度によって変動することから、本計画においては年度毎に当該事業者別係数を用いて算定する。

2 計画の目標（推進目標）

町の事務事業に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量を、基準年度から2030年度（令和12年度）までに50%削減することを目標とする。

【図表 6-2 温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量の目標】

基準年（平成25年度）A	目標年度（令和32年度）B	削減率（A-B）/A
4,535t-CO ₂	2,266t-CO ₂	50%

3 温室効果ガス排出抑制目標

温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量の目標を達成するため、電気・燃料使用量の削減目標を図表6-3のとおり定める。

【図表 6-3 活動区分別削減目標】

項 目	年 度				
	基準年度	現況年度		目標年度・目標数値	
	2013（平成25）年度	2024（令和6）年度		2030（令和12）年度	
	C02 排出量 (t-C02)	C02 排出量 (t-C02)	基準年度比 (%)	C02 目標量 (t-C02)	基準年度比 (%)
電気の使用	3,044.3	2,340.5	-23.1%	1,700.8	-44.1%
ガソリンの 使用	70.7	34.0	-51.9%	6.8	-90.4%
灯油の使用	281.2	179.7	-36.1%	36.0	-87.2%
軽油の使用	15.4	10.0	-35.0%	2.0	-87.0%
A重油の使用	298.6	171.0	-42.7%	136.9	-54.2%

LPガスの使用	2.8	0.1	-96.4%	0.1	-96.4%
都市ガスの使用	821.5	541.2	-34.1%	425.5	-48.2%
その他（再生可能エネルギー導入、廃棄物の減量、節電対策の実施等）	-	-	-	▲42.0	-
温室効果ガスの総排出量	4,534.5	3276.5	-27.7%	2266.1	-50.0%

※表中の数値は、各項目を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

※削減見込における割合は、基準年度と比較した削減数値を示している。

第6章 目標達成に向けた取組

1 目標達成に向けた取組の基本方針

国の地球温暖化対策計画において、地方公共団体は、「政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する」と記載されている。

そこで、図表 7-1 の政府実行計画の取組目標に準じて、温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため、町が実施する事務及び事業の執行に係る以下の取組を推進していく。

【図表 7-1 政府実行計画における主要な取組内容とその取組目標（抜粋）】

取組内容	目標
太陽光発電設備の導入	2030 年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約 50%以上に太陽光発電設備の設置を目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。既存建築物について、省エネルギー対策を徹底する。
電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV））の導入	2030 年度までにストックで 100%電動車導入を目指す。（代替不可能なものを除く）
LED 照明の導入	2030 年度までに既存設備を含めて 100%LED 照明導入を目指す。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁での調達電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

2 具体的な取組内容

目標達成に向けて、国の計画に盛り込まれた重点的取組に準じて以下の取組を推進していく。

- 方針1：設備導入・更新に関する取組み（ハード対策）
- 方針2：通常業務において実施する取組み（ソフト対策）
- 方針3：その他環境負荷の低減に関する取組み
- 方針4：事務局の取組み

(1) 設備導入・更新に関する取組み（ハード対策）

公共施設における省エネルギー化の取組を推進するため、新築や改築等の機会をとらえた施設・設備の省エネルギー化、LED照明の導入等を行うことにより、温室効果ガス排出の削減に努める。

また、公共施設への太陽光発電設備と蓄電池の導入を進めるとともに、温室効果ガス排出量の少ない燃料と再生可能エネルギー由来の電力を選択する。

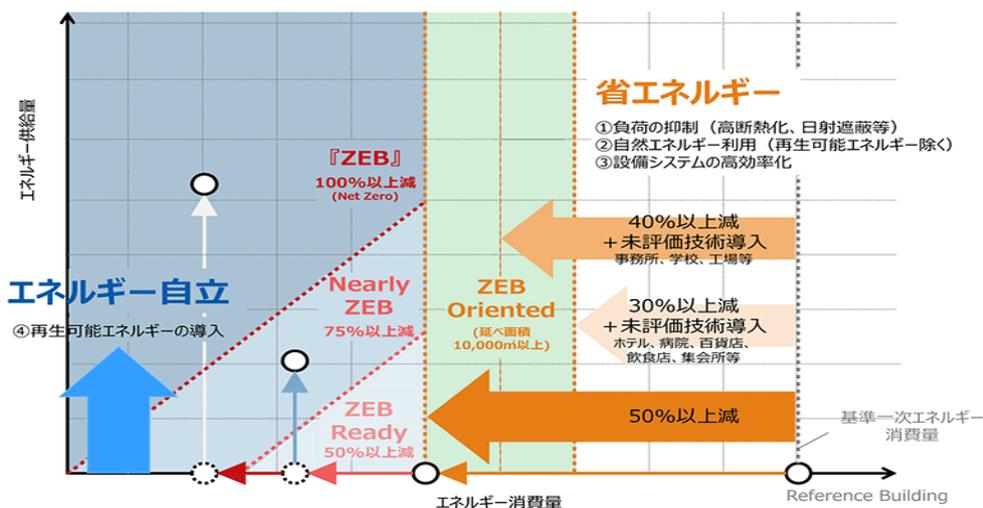
さらに、公用車は積極的に電動車の導入を進める。

なお、重油や灯油など電力以外のエネルギーについては、省エネ機器の導入によりできる限りエネルギー消費量の削減に努める。

ア 公共施設における省エネルギー化

省エネルギー化に向けた設備の導入や更新を行う際に、省エネルギー性能の高いLED照明や、高効率空調設備、ボイラーやヒートポンプ、温水機器などの熱源設備の導入、照明の自動調光システムや断熱フィルムの施工等を検討する。公共施設の新設や大規模改修にあたっては、高断熱化・高气密化を図るとともに、ZEB化を検討していく。

【図表 8-1 ZEB の定義】



* 出所) 経済産業省資源エネルギー庁「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」(平成31年3月)

【図表 8-2 ZEB の種類と区分】

ZEB の種類	定義 (基準一次エネルギー消費量からの削減率)	区分	
ZEB	100%以上の削減 (再生可能エネルギー含む)	ZEB 基準	ZEB 基準相当
Nearly ZEB	75%以上 100%未満の削減 (再生可能エネルギーを含む)		
ZEB Ready	50%以上削減 (再生可能エネルギーを除く)		
ZEB Oriented	30%～40%削減 (再生可能エネルギーを除く) ※延床面積 10,000 m ² 以上		
ZEB Oriented 相当	30%～40%削減 (再生可能エネルギーを除く)	-	

(ア) 省エネ設備の導入

- 既存設備を含めて交換可能な照明機器の LED 導入率 100%を目指す。
- 設備更新時は、高効率な設備の導入を検討する。

(イ) 建物の省エネ化

- 施設の新設や大規模改修時には、ZEB 化 (ZEB Ready 相当) を検討する。
- 二重窓、複層ガラス、熱反射ガラス、断熱フィルムなどの採用を検討し、建築物の断熱性を図る。

イ 再生可能エネルギー設備の設置

2030 年度までに設置可能な公共建築物 (敷地含む) の約 50%以上に太陽光発電設備の設置を目指している。

なお、太陽光発電設備設置済みの町有施設は、図表 9-1 のとおりである。また、2025 年 (令和 7 年) 1 月に行った公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査では、公共施設又は公用施設への太陽光発電設備の導入にあたり、調査対象 17 施設のうち、設置可能な施設として次の 12 施設 (図表 9-2) が選定されている。

【図表 9-1 既設の太陽光発電導入施設】

(単位: kw)

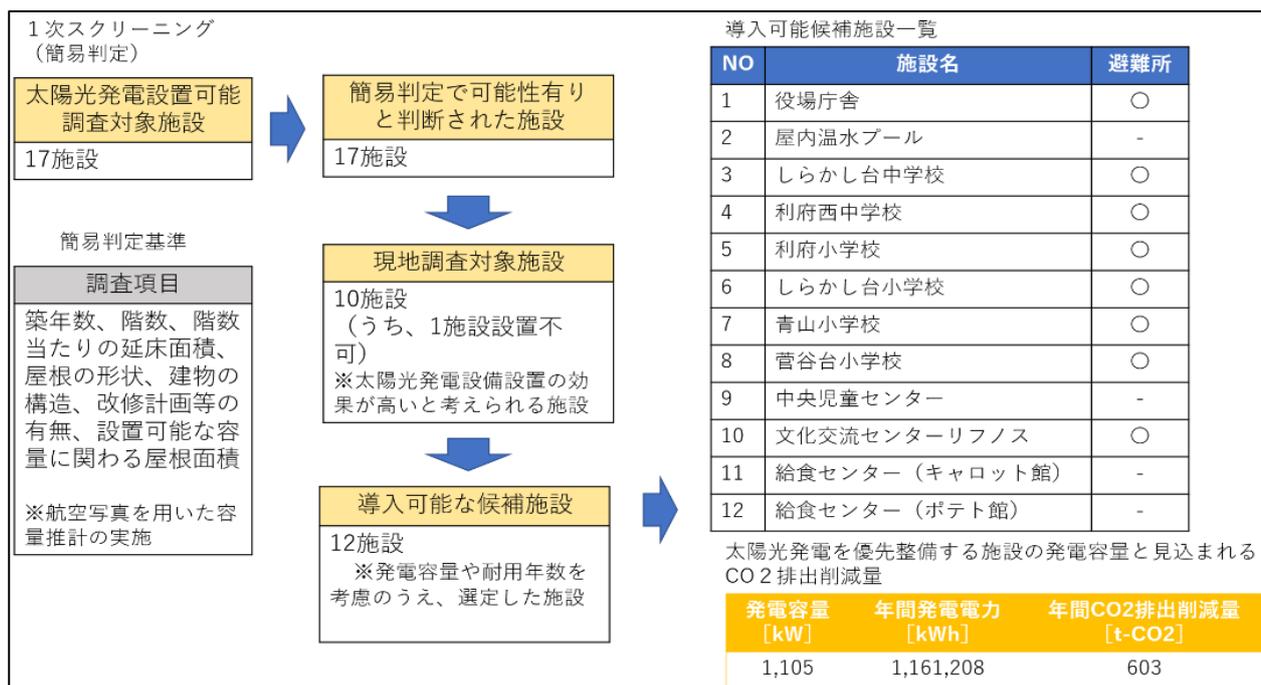
No.	施設名	発電容量
1	役場庁舎	10
2	利府中学校	10
3	しらかし台中学校	10
4	利府西中学校	10
5	利府小学校	10

6	利府第二小学校	10
7	利府第三小学校	10
8	しらかし台小学校	10
9	青山小学校	10
10	菅谷台小学校	10
11	文化交流センターリフノス	10
合 計		110

【図表 9-2 太陽光発電設備を設置可能と判断した施設】 (単位：kw)

No.	施設名	想定設備容量
1	役場庁舎	47
2	屋内温水プール	95
3	しらかし台中学校	98
4	利府西中学校	63
5	利府小学校	49
6	しらかし台小学校	197
7	青山小学校	151
8	菅谷台小学校	55
9	中央児童センター	79
10	文化交流センターリフノス	133
11	給食センター（キャロット館）	88
12	給食センター（ポテト館）	50
合 計		1,105

【図表 9-3 公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査のまとめと導入効果】



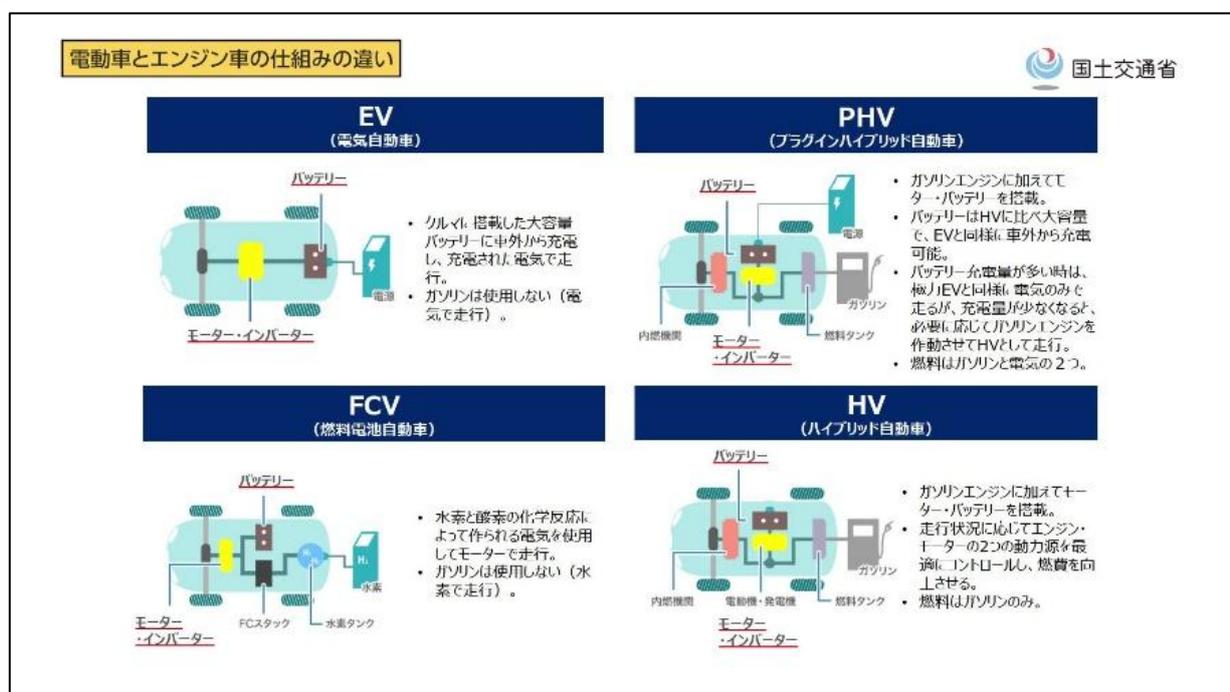
調査の結果から、約 1,100kW 程度の太陽光発電設備（PPA）を導入した場合は、年間で約 600t-CO₂ の二酸化炭素の排出削減効果が期待され、本計画における CO₂ 排出削減目標の達成に寄与すると考えられる。また、近年では、ペロブスカイト等の軽量でフレキシブルな太陽光発電設備の開発が進められており、これらが普及すれば、構造や形状上設置が難しい屋根や、壁面への設置が可能になるなど自由度が格段に向上することから、並行して先進技術の活用についても検討していく。

ウ 公用車の電動化

公用車の電動化や燃料電池化を通じて、温室効果ガス排出量を削減する。

- 公用車の電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入検討を進める。

【図表 10 電動車の種類】



【参考文献：国土交通省公式ホームページ】

エ 再生可能エネルギー由来電力の調達

2030 年度までに調達する電力の 60%以上を温室効果ガス排出量が少ない再生可能エネルギー由来の電力を検討する。

(2) 通常業務において実施する取組み（ソフト対策）

勤務時間における職場内の節電や各種燃料の使用抑制、職場環境改善に関する省資源の推進などの環境配慮行動を促していくことで、温室効果ガス排出量の削減を図る。

ア 照明使用の適正化

- 使用していない照明は、こまめに消灯する。

- 廊下やトイレ等の照明を間引くなどの節電を行うとともに、休憩時間や時間外勤務時に不要な照明を消す。
- ノー残業デー（定時退庁の日）時に職員端末に注意喚起のメッセージを行うなど、定時退庁を促しながら、時間外勤務の縮減に努めるとともに消費電力の抑制を図る。

イ 空調使用の適正化

- 冷暖房の温度を夏期は 28℃程度、冬期は 19℃程度に設定するなど、省エネに配慮した運転を呼び掛ける。
- 過度な冷暖房に頼らずに服装の調整による工夫や、室温設定の見直しを行うなど、クールビズ並びにウォームビズを推進する。
- 空調フィルターを定期的に点検・清掃する。
- 給湯器やボイラー設備等の更新時には、現在使用している重油や灯油などの燃料から電気や都市ガスを使用する機器への切替えを検討する。

ウ 事務機器等の使用の適正化

- 電気を使用する事務機器等は、離席時など使用しない時間帯は省エネモードを活用し、節電する。
- 購入した物品は、耐用年数を考慮し、修繕等を行いながら長寿命化を図る。
- 事務機器や物品等の調達にあたっては、「グリーン購入」を推奨し、環境負荷が少ない物品等の購入に努める。

エ 公用車使用の適正化

- エコドライブ推進のため、過度な暖気運転や不用なアイドリング、急発進、急加速等の不適切な使用を禁止する。
- 電動車を優先して利用するなど、環境配慮に努める。

オ 廃棄物の減量とリサイクルの推進

- 裏面再利用や印刷機能（両面印刷、縮小印刷等）の活用により、用紙使用量の削減に努める。
- ごみの分別を徹底する。
- イベント時の配布物や販売物は過度な包装を控え、ごみの発生を抑制する。
- マイバックやマイボトルの利用を推進する。
- プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable（再生可能な資源）について、周知・啓発に努める。

(3) その他環境負荷の低減に関する取組み

- Web 会議やテレワークの活用によりペーパーレスを推進する。
- 不用品のリユース事業者と連携を図り、再利用の仕組みを構築する。
- 環境負荷低減の観点から節水に努める。

(4) 事務局の取組み

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、職員一人ひとりの環境意識の向上が不可欠であるとともに、温室効果ガス排出削減の取組を全職員が実践していく必要がある。このことから、事務局では、継続的な情報収集及び効果的な情報提供に努め、庁内全体の取組を進めていく。

※ この取組は一例であり、職員一人ひとりの自覚と自発的な行動がなければ目標を達成することは困難である。そのため、後述するゼロカーボン推進担当者や推進プロジェクトメンバーは、環境への取組を理解し、所属する職員への積極的な働きかけが求められる。

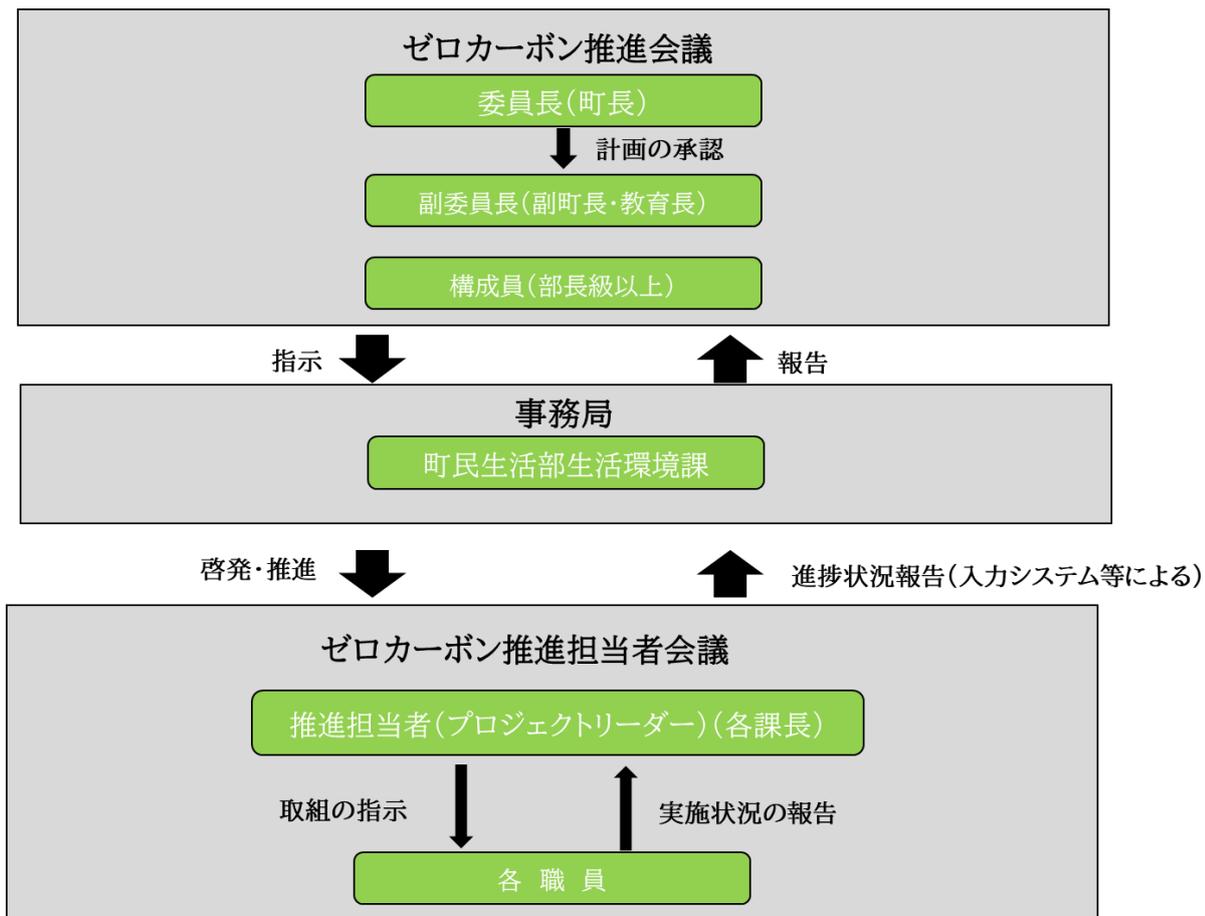
第7章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

町の事務事業に係る本計画の推進体制を図表 11 に示す。

【図表 11 利府町ゼロカーボン推進概要と職務・役割】

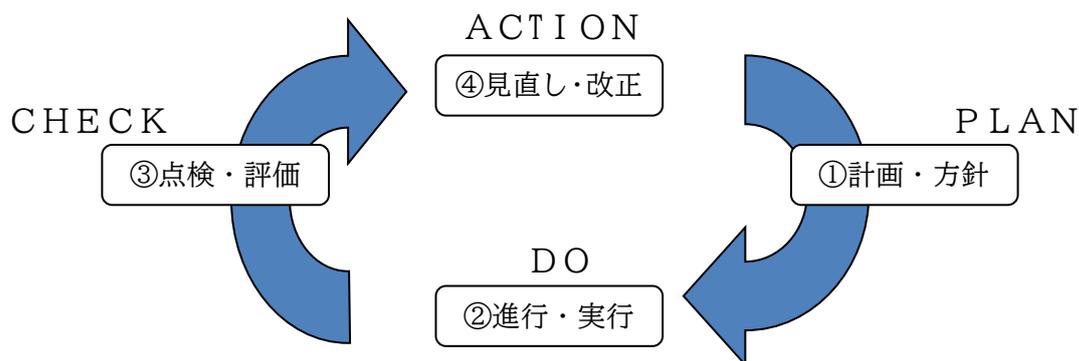
区分	構成員	職名	職務
ゼロカーボン推進会議	委員長	町 長	町の全ての執行機関(議会を含む。以下同じ。)の長と職員に対して、環境配慮の取組みを推進するよう総括し、指示する。また、本会議を統括し、計画を総合的に推進する。
	副委員長	副町長及び教育長	委員長を補佐し、町の全ての執行機関の長と職員に対して、環境配慮の取組みを推進するよう指揮監督する。
	委員	各部長(会計管理者含む)	部等を統括し、部局内の環境配慮の取組みを掌握するとともに、職員を指揮監督する。
ゼロカーボン推進担当者会議	推進担当者(プロジェクトリーダー)	各課長	推進委員を補佐し、部局内の取組みを監督・助言する。
	推進プロジェクトメンバー	各課長が指名した課職員	計画の推進及び進捗状況及びエネルギー使用量を把握しつつ、企画の総合的な推進を図る。
事務局		町民生活部 生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・推進会議への計画の進捗を報告 ・各部局の取組み方針の調整・取組みの集約 ・役場全体における取組みの実施状況及びエネルギー使用量を集約 ・職員への情報発信



2 計画の進行管理

(1) 進行管理

本計画では、環境マネジメントシステムの手法を取り入れ、①計画 (PLAN) ②実行 (DO) ③点検・評価 (CHECK) ④見直し・改正 (ACTION) のPDCAサイクルにより、継続的な改善を図りながら進行管理していく。



(2) 職員等への普及啓発

職員の地球温暖化対策への理解と行動を促すため、計画の推進に必要な会議、職員研修等を行うことにより普及啓発を図る。また、来庁者や施設利用者に対しても、本計画の環境配慮の取組に協力するよう要請していく。

(3) 実施状況の点検・評価・見直し等

事務局で各取組の実施状況を年度ごとに把握するため、ゼロカーボン推進担当者は、エネルギー等使用量をシステムや様式等を用いて報告することとする。

各課等の事業における省エネ設備の導入や、日常的な職員への環境への取組みの実施状況やエネルギー等の使用状況及び温室効果ガス排出量のデータに基づき、ゼロカーボン推進本部会議において計画の進捗について、点検・評価・指示を行うものとする。

(4) 実施状況の公表

本計画の実施状況は、町ホームページ等への掲載を行う。

なお、計画の見直し等により、計画の内容を変更した場合は、随時公表することとする。

ア 本計画

イ 温室効果ガス総排出量の実績値

ウ 温室効果ガス排出量の目標値の達成度

資料編

1 関係法令

▽地球温暖化対策の推進に関する法律 <<抜粋>>

(定義)

第2条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- (1) 二酸化炭素
- (2) メタン
- (3) 一酸化二窒素
- (4) ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- (5) パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- (6) 六ふっ化硫黄
- (7) 三ふっ化窒素

(以下、省略)

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

(以下、省略)

2 用語解説

頁	用語	説明
P1	パリ協定	2015年の国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP21）で採択、2016年に発効した気候変動問題に関する国際的な枠組み。
P1	カーボンニュートラル	排出せざるを得ない温室効果ガスについて、同じ量を森林が吸収したり、人為的に除去したりすることで、排出量を実質ゼロにするという考え方。
P1	温室効果ガス	大気中の二酸化炭素やメタン等太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガス。
P1	ZEB (Net Zero Energy Building)	省エネルギーによって使うエネルギーを減らし、創エネルギーによって使う分のエネルギーをつくることで、消費する一年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物をいう。
P1	LED (Light Emitting Diode)	発光ダイオードのこと。半導体に電気を流すと発光する性質を利用している。エネルギーを効率良く光にすることができるため、消費電力が少なく寿命が長いという利点がある。
P1	再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、バイオマス、地熱などのエネルギー。これらは、一度利用しても比較的短時間で再生が可能であり、石油等の化石燃料に代わるクリーンなエネルギーとして導入・普及されている。
P3	グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮し、必要性を良く考え、環境への負担ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
P3	エコドライブ	省エネルギー及び二酸化炭素（CO ₂ ）や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を示す概念のこと。穏やかにアクセルを踏んで発進、車間距離を取り加速・減速の少ない運転、エアコンの適正使用、アイドリングストップの励行、適正なタイヤ空気圧の点検などを行うこと。
P6	地球温暖化係数	二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字。
P15	PPA	Power Purchase Agreement：電力販売契約。事業者が太陽光発電を設置し、発電した電力を施設所有者が購入する。オンサイトPPA（発電事業者（PPA事業者）が需要家の敷地内に発電設備を設置して、電気を提供する仕組み）とオフサイトPPA（発電事業者（PPA事業者）が需要地から離れた場所に発電設備を設置して、託送により電気を提供する仕組み）の2種類がある。

P15	ペロブスカイト	結晶構造の意味であり、ペロブスカイト太陽電池はフィルム状につくることができる。
P16	クールビズ	環境省が推奨する夏季の地球温暖化対策のひとつであり、冷房時の室温を 28℃設定で快適に過ごすことができるライフスタイルのこと。
P16	ウォームビズ	環境省が推奨する冬季の地球温暖化対策のひとつであり、暖房時の室温を 20℃設定で心地良く過ごすことができるライフスタイルのこと。
P16	3R+Renewable	従来の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に加え、再生可能な資源（Renewable）を活用する取り組み。 2019 年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、この中の循環型社会形成推進基本法で決められた基本原則を踏まえ、再生不可能な資源から再生可能資源に置き換えて持続可能性を高める「Renewable」を含めた 3R+Renewable の基本原則が掲げられた。